

第33回帯広市農業委員会議事録

平成31年2月27日、第33回帯広市農業委員会を帯広市役所10階第6会議室に招集した。

1. 開催時間 午後1時30分(開会)～午後2時55分(閉会)

2. 出席者 別紙のとおり

3. 審議案件

番 号	件 名
報告 第1号	農業委員会事務について
第2号	現況証明書発行等に関する専決処分について
第3号	農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
第4号	調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
議案 第1号	農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
第2号	農地等の権利移動許可申請に対する決定について
第3号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
第4号	農地の転用許可申請に対する決定について
第5号	農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
第6号	農用地利用集積計画の案の決定について
第7号	農用地買入協議要請の決定について
第8号	特定農地貸付けの承認申請に対する決定について

4. 署名委員 24番 中村 健一 委員
1番 廣瀬 智美 委員

出欠調書

<農業委員>

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	廣瀬 智美	出席	14	石崎 一彦	出席
2	丸谷 友姫	出席	15	野原 幸治	出席
3	合歓垣 利隆	出席	16	宮浦 伸一	出席
4	山崎 博之	出席	17	松金 栄治	出席
5	石川 俊浩	出席	18	高田 勝則	出席
6	堀口 宏敏	出席	19	高橋 国宏	出席
7	河瀬 誠一	出席	20	小倉 豊	欠席
8	廣瀬 文彦	欠席	21	石井 清人	出席
9	森 和裕	欠席	22	岩城 利寛	出席
10	吉田 宏一	出席	23	濱野 敏夫	出席
11	吉田 利彦	出席	24	中村 健一	出席
12	深田 敬吾	出席	25	中村 正信	出席
13	飯田 祐一	出席	26	中谷 敏明	出席

出席委員 23名
欠席委員 3名

<事務局>

職名	氏名	出欠
事務局長	河本 伸一	出席
農地課長	逢坂 弘和	出席
農地係係長	森田 公樹	出席
農地係主任	森 慎太郎	欠席
農地係専門員	木原 一広	出席
農地係専門員	今井 祐一	出席
農地係主任補	水野 晴基	出席
農地相談員	窪田 未帆	欠席

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
中谷 会長	ただいまより、第33回帯広市農業委員会を開催いたします。
議長	(会長より、近況含め、挨拶)
	これより、議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は23名となっております。議席番号8番 廣瀬文彦委員、同じく9番 森委員、20番 小倉委員 につきましては、欠席の申し出を受けております。
	本日の議事につきましては、報告が4件、議案が8件、その他1件でございます。
	(配布資料の確認)
	報告は以上でございます。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、24番 中村 健一 委員、1番 廣瀬 智美 委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
	それでは、報告案件に入ります。
事務局(逢坂課長)	報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。
	農業委員会の主要事務の処理概要等について、次のとおり報告します。
	(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務概要の朗読・説明)
議長	ただいまの事務局からの報告について、ご質問等ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。
	次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」報告いたします。
	まず、1月分の調査結果について、高田 調査委員長より報告をお願いします。
高田 調査委員長	1月24日の調査ですが、報告第2号法務局からの照会の附番2について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、1月分の報告を終わります。
議長	ありがとうございました。
	次に、2月分の調査結果について、堀口 調査委員長よりお願いいたします。
堀口 調査委員長	2月13日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番77から79の3件について、現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。</p>
(委員)	(なし)
議長	<p>特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第3号「農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について」、事務局より説明願います。</p>
事務局(逢坂課長)	<p>帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、農地等のあっせん委員の指名について次のように専決処分し、あっせんが次のとおり成立したので報告します。</p> <p>(報告第3号、附番6から7のあっせん委員指名の専決処分およびあっせんによる売買の成立2件について朗読・説明)</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p>
(委員)	(なし)
議長	<p>特に無いようですので、報告第3号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第4号「調整委員の指名に係る専決処分及び調査結果について」、事務局より説明願います。</p>
事務局(逢坂課長)	<p>帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、調整委員の指名について次のように専決処分し調整を行ったので報告します。</p> <p>(報告第4号、附番4から5の2件について、調整委員指名の専決処分および調整結果を朗読)</p> <p>附番4、5はどちらも経営規模の縮小に伴うものです。なお、調整の結果はいずれも不調となっております。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p>
(委員)	(なし)
議長	<p>特に無いようですので、報告第4号はこれで終わります。</p> <p>以上で、報告案件はすべて終了いたしました。</p>
議長	<p>これより議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(森田係長)	<p>農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。</p> <p>(議案第1号、附番24から36までの13件の合意解約について朗読・説明)</p> <p>以上附番24から36までの13件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。</p>

議 長	それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、通知の内容に基づく合意解約の成立を確認いたしました。
	次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。
	議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(水野主任補)	農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第2号、附番41から46の相対による賃借権設定2件、贈与による所有権の移転1件、売買(相対)による所有権の移転1件、売買(あっせん)による所有権の移転2件について、調査書に基づき朗読・説明)
	以上、附番41から46までの6件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議 長	それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、附番43については石井委員が関係していますので、ここで一時退席していただきます。
	【石井委員退席】
議 長	それでは附番43について、まず地区担当委員の意見を伺います。石崎委員よりお願いいたします。
石 崎 委 員	それでは意見を申し上げます。受け人は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の隣接地を自作している者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。
議 長	ありがとうございます。それでは附番43について審議いたします。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。
	【石井委員着席】
議 長	それでは残りの案件に参ります。附番41について、地区担当委員の意見を伺います。岩城委員よりお願いいたします。
岩 城 委 員	それでは意見を申し上げます。受け人は中札内村を中心に営農を行っている法人ですが、これまでもこの農地を賃借し、耕作しております。周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておらず、全部利用要件や地域調和要件については問題がないと考えます。

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて附番46について、松金委員よりお願いいたします。</p>
松 金 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。受人は、これまでも学童農園として農地を活用しており、現在も適切に農地を管理しております。このことから、地域調和要件についても問題はないと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは、附番43を除く5件について審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(今井専門員)	<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。</p> <p>(議案第3号、「1. 農業就業育成・確保施設整備計画」附番18「2. 農用地利用計画」附番18のその他(農家住宅)への用途変更1件、「3. 農地転用計画」附番13の農家住宅の建設に関する農地転用1件について調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>それではご説明いたします。申請者は、親と一緒に営農をしている畑作農家です。平成30年に結婚をし、同居を考えましたが、既設の住宅では手狭なため、現在は、帯広市内より通作をしております。農作業の効率化を図るため、今回、後継者住宅の建設を計画したものです。周辺農地や周辺環境に影響は無いと思われるので、農地利用計画を変更することは問題無いものと考えます。</p>
議 長	<p>それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>「1. 農業就業育成・確保施設整備計画」の附番18、および「2. 農用地利用計画」の附番18、「3. 農地転用計画」附番13について、深田委員よりお願いいたします。</p>
深 田 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。申請者は畑作農家で両親と一緒に営農を行っております。昨年結婚し、帯広市内から通っているのが現状です。既設の住宅では同居するには手狭であることから、今回、後継者住宅の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)

議 長	<p>ご異議が無いようですので、当該計画の変更は 異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。</p> <p>次に議案第 4 号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(今井専門員)	<p>農地法第 4 条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第 4 号、附番 5 の農業用施設 (格納庫) 建設のための農地転用 1 件について、調査書に調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>それではご説明いたします。申請者は小麦等を作付けしている畑作農家であります。平成 26 年度に自家用小麦乾燥施設を住宅敷地内に建設をする際、既設の農機具格納庫が支障となったため、取壊しも考えましたが、農機具の格納場所が不足するため、過去から堆肥や資材置き場として耕作をしていない農地に移設してしまったものです。農地法違反である認識がなく、現在に至ってしまいました。申請者も反省をしており、今後違反を繰り返すことはないと思われるので、追認で処理を行おうとするものです。</p> <p>なお、転用許可基準につきましては、農地法第 4 条の各要件に合致していることを確認しております。</p>
議 長	<p>それでは議案第 4 号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>宮浦委員よりお願いいたします。</p>
宮 浦 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。申請者は小麦を主とする畑作農家であります。平成 26 年度に小麦乾燥施設を既設敷地内に建設いたしました。その際に既設の農機具格納庫が支障となり、取り壊すことも検討しましたが、農機具格納庫も不足していたことから先代より堆肥及び資材置場となっていた農地に移設してしまったものです。農地法違反であることの知識がなく、現在に至ってしまったものでありますが、申請者も反省をしており、今後違反を繰り返すことがないと思われまますので、追認により処理を行おうとするものです。</p>
議 長 (委 員)	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議 長 事務局(今井専門員)	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に、議案第 5 号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p> <p>農地法第 5 条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第 5 号、附番 13 の後継者住宅建設のための農地転用に係る使用貸借権の</p>

設定1件、附番14の砂利採取のための農地の一時転用に係る使用貸借権の設定1件について、調査書に基づき朗読・説明)

初めに附番13番ですが、こちらにつきましては、議案第3号でご説明した内容のとおりですので詳細は省略させていただきます。

続きまして、附番14番です。申請地は河川敷地と隣接しており、表土より砂利層が近く、大型機械の使用に支障をきたしているため、砂利を採取し表土を確保することにより、一団の優良農地となることから、申請地を一時転用することは、やむを得ないものと考えます。

なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。また、附番14につきましては、転用面積が30aを超えておりますので、北海道農業会議の常設審議委員会への諮問が必要となります。説明は以上です

議長 それでは議案第5号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番13について、深田委員よりお願いいたします。

深田委員 それでは意見を申し上げます。議案第3号で説明いたしましたとおり、申請地を後継者住宅用地として転用することはやむを得ないものと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。次に附番14について河瀬委員よりお願いいたします。

河瀬委員 それでは意見を申し上げます。当該地は畑として使用していましたが、河川敷地に隣接しており、表土より砂利が近く大型機械を使用できない状況です。そこで、砂利を採取することにより優良農地として使用できるようになると考えられます。また、周辺農地や周辺環境への影響も無いと思われまますので、一時転用することはやむを得ないものと考えます。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委 員) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(今井専門員) 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。

(議案第6号、一般分 附番52から65の貸借権の設定14件について調査書に基づき朗読・説明。)

以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。

<p>事務局(木原専門員)</p>	<p>(同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う所有権の移転 附番26から29の売渡4件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤 強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより議案の審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは 原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>
<p>(委 員)</p>	<p>(なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第7号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局(木原専門員)</p>	<p>農地中間管理機構による農用地の買入が必要と認められるので、農業経営基盤強化 促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求め ます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(議案第7号、附番4から5の2件について、調査書に基づき朗読・説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは 買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。</p>
<p>(委 員)</p>	<p>(なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議がないようですので、議案7号につきましては、帯広市長に対し 農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。 次に、議案第8号「特定農地貸付けの承認申請に対する決定について」を議題と いたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局(森田係長)</p>	<p>特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に 基づき、次の特定農地貸付けの承認申請に対する可否について、決定を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(議案第8号、附番1の特定農地貸付けについて朗読・説明。)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第8号について、地区担当委員の意見を伺います。 附番1について、松金委員よりお願いします。</p>
<p>松 金 委 員</p>	<p>申請者が行おうとしている農地の貸付については、貸付規程において、区画数、 1区画の面積、営利を目的としないこと、貸付期間が定められており、「特定農地 貸付け」に該当すると認められます。次に農業委員会の承認の可否について意見を 述べさせていただきます。当該農地は周辺の農地を分断するような不適切な位置 にはなく、稼働率などからも妥当な規模であると考えます。借受け人は一般公募、 抽選により決定していることから公平であると言え、管理指導員を配置するなど 適正な運営を行っております。また当該農地には、帯広市以外の使用収益権は設定 されておられません。以上のことから、本申請については、承認に必要な要件を満た しており、承認は可能なものと考えております。</p>

議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり承認することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、申請どおり承認することと決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
	続いて「その他」に入ります。 「帯広市農業委員会委員の改選スケジュール（平成31年度）について」、事務局より説明願います。
事務局(逢坂課長)	(「帯広市農業委員会委員の改選スケジュール（平成31年度）について」の説明)
議 長	ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご質問等が無いようですので、これで終わります。 ほかに、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委 員)	(なし)
議 長	特に無いようですので、以上で「その他」を終了いたします。 次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。
事務局(森田係長)	(事務局から連絡事項の説明)
議 長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長	ご起立願います。お疲れさまでした。